

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、市税事務所納税担当(裏面参照)にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第 15 条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

換価の猶予

- ▶ 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度等がありますので、市税事務所納税担当(裏面参照)にご相談ください(換価の猶予:地方税法第 15 条の5, 6)。

※ eLTAX から徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

- ◆ 御相談の際は、まず電話により下記担当へ御連絡ください。
御相談いただいた際に申請手続について御説明いたします。

※ 個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割）については、1月1日現在にお住まいの地域の担当に御相談ください。

その他の税目については、諸税徴収担当に御相談ください。

- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から可能な限り、郵送による申請を御活用ください。

市税事務所納税担当窓口一覧		
担当名	担当地域	電話番号 <市外局番075>
納税第1担当	市 外	222-3513
	北 区	222-3441
	上京区	222-3442
納税第2担当	左京区	222-3446
	中京区	222-3453
納税第3担当	右京区	222-3454
	西京区	222-3455
	西京区洛西	222-3456
納税第4担当	東山区	222-3457
	下京区	222-3458
	南 区	222-3459
納税第5担当	伏見区	222-3460
	伏見区深草	222-3461
納税第6担当	山科区	222-3462
	伏見区醍醐	222-3463
諸税徴収担当		222-3514

- ◆ 猶予制度の詳細については、京都市ホームページ『京都市情報館』に掲載していますので、ご参照ください。申請書類もダウンロード可能です。



(詳細はこちらから)

京都市 納税の猶予

で 検索